

各自治会長 様

小清水町長 久保 弘志

フルタイム会計年度任用職員（保育士）の募集について

このことについて、下記のとおり職員を募集いたしますので、貴自治会内に周知くださいますようお願いいたします。

また、応募される方は、関係書類を期日までに提出されますようお知らせいたします。

※会計年度任用職員制度については、裏面をご覧ください。

記

- ◇ 職種・人数 フルタイム会計年度任用職員（保育士）若干名
- ◇ 勤務場所 町立保育所、町立へき地保育所 等
- ◇ 勤務条件
 - 《採用期間》 令和4年4月1日～令和5年3月31日
※継続雇用あり
 - 《勤務時間》 午前7時30分～午後6時まで
【シフト制】早番、中番、遅番で週ごとにシフト交代
一日 7時間45分勤務
 - 《給 料》 初任給 163,100円～
※継続雇用の場合は昇給します。
※職歴等の経験年数がある場合は加算されます。
 - 《手当・休暇》 手当 ～ 期末手当、時間外勤務手当、住居手当等
休暇 ～ 年次休暇、病気休暇、夏季休暇等
- ◇ 応募資格 保育士及び幼稚園教諭の有資格者 又は 令和4年3月までに資格取得予定の方
- ◇ 試験内容 書類選考、面接試験
- ◇ 試験日時 令和4年1月（予定）
※応募締切後、試験案内を送付いたします。
- ◇ 応募方法 下記①及び②の書類を役場総務課職員厚生係まで提出してください。
①任用申込書（役場に用意しています。また、町のホームページからもダウンロードます。）
②資格免許証等の写し
- ◇ 応募締切 令和3年12月29日（水）

《お問い合わせ》

小清水町役場 総務課職員厚生係

☎62-4470（課直通）

(裏面)

【会計年度任用職員とは？】

一つの会計年度（4月から翌年の3月）内を任期として任用される非常勤の地方公務員です。勤務時間が、短時間（週38時間45分未満）の職員をパートタイム会計年度任用職員、常勤（週38時間45分）の職員をフルタイム会計年度任用職員とします。

○会計年度任用職員の勤務条件

	パートタイム会計年度任用職員	フルタイム会計年度任用職員
給 与	報酬（日給 又は 時給） 費用弁償（通勤手当相当額）	基本給、期末手当、通勤手当、時間外勤務手当、住居手当など
勤務時間	38 時間 45 分未満/週	38 時間 45 分/週
休 暇	勤務時間などにより異なる	年次休暇、特別休暇、病気休暇など

○会計年度任用職員の服務

会計年度任用職員は、正職員と同様に地方公務員上の「服務に関する規定」が適用され、違反した場合は、「懲戒処分」の対象となります。

《服務に関する規程》

- ・業務を行うにあたっての服務の宣誓
- ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ・信用失墜行為の禁止
- ・守秘義務
- ・職務に専念する義務 など